

令和 8 年度世田谷区公契約適正化委員会労働報酬専門部会（第 1 回） 会議録

1. 会議名称 令和 8 年度世田谷区公契約適正化委員会労働報酬専門部会（第 1 回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 令和 8 年 6 月 3 0 日（火）午前 1 0 時 3 1 分～午前 1 1 時 7 分
4. 開催場所 世田谷区役所東棟 4 0 6 会議室
5. 出席者

- ・ 委員

永山部会長、河原委員、兒玉委員、小部委員、望月委員

- ・ 関係人

中村委員、竹内委員、三浦委員、新井委員、中川委員

- ・ 事務局

中村副区長

田村財務部長、谷澤経理課長、公契約担当係長、契約係長 他

- 6 会議の公開の可否 非公開

- 7 会議を非公開とする理由

会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。

（世田谷区情報公開条例第 7 条第 6 号ロ）

8. 会議次第

- 開会

1. 令和 9 年度の労働報酬下限額について

2. その他

- 閉会

令和 8 年 6 月 30 日

世田谷区公契約適正化委員会
労働報酬専門部会（第 1 回）

午前10時31分開会

〇〇部会長 それでは、令和8年度第1回労働報酬専門部会を開催いたします。引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本年度より、これまでお務めいただきました〇〇委員に代わりまして、〇〇委員に労働報酬専門部会の委員になっていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、これまでの労働報酬下限額について、令和9年度の審議を今後行うことになるわけですが、令和8年度の労働報酬下限額の報告書に関わる内容について若干御報告をさせていただきます。

お手元の資料にございますように、令和8年度の労働報酬下限額につきましては、工事に関する下限額につきましては、東京都の公共工事設計労務単価の85%以上で各職型の下限額を設定する、それから、見習い等については、従来、軽作業員の70%としておりましたけれども、新たに若い作業員を確保するという趣旨で、70%を10%引き上げまして、軽作業員比80%というレベルアップを図ることにいたしました。ということで、通常の作業員は、従来どおり、東京都設計労務単価の職別の85%なんですけれども、見習い等につきましては、若年労働者の確保という観点から、10%の上乗せをすることにいたしました。

それから、工事以外の請負契約につきましては、高卒初任給の相当額、あるいは、期末手当相当額や勤勉手当を加えて、150円上積みいたしまして、1610円といたしました。これにつきましては、東京都内でも最も高い額となっております、これまでどおり、世田谷が都内で一番高いという結果になっております。

ということなんですけれども、今日のお手元の資料につきまして、事務局から簡単に御説明をお願いいたします。

〇〇経理課長 それでは、資料2以降になりますけれども、まず、資料2ですが、労働報酬下限額の引上げについてでございます。1の項目が算出方法で、こちらに記載の計算式で計算をしております。

2が令和8年度労働報酬下限額の設定の振り返りでございます、①は目標額の令和7年度、8年度の比較を記載してございます。②は引上げイメージでございます、こちらは現時点での段階的な引上げのイメージでございます。現在、1610円でございます、令和12年度の2170円に向けて、段階的に引上げを行っていくというイメージでございます。

続きまして、資料3にお進みいただきまして、こちらは他自治体での労働報酬下限額の状況をまとめたものでございます。左側の列が工事になっておりまして、右側の列が委託というレイアウトになっております。特別区のほか、都内の自治体をまとめて記載しているところでございます。また、一番最後のほ

うには、令和6年度から令和8年度の特別区における労働報酬下限額及び引上げ額をグラフにしたものをおつけさせていただいております。

資料4-1は、例年おつけしております令和8年度会計年度任用職員報酬額一覧でございます、職種別の初任給の時間単価をまとめてございます。

一番最後の資料4-2は、表面が令和7年度の契約件数でございます、裏面が労働報酬下限額の対象案件となった件数を記載しております。こちらも例年おつけしている資料でございます。

私からの説明は以上でございます。

〇〇部会長 どうもありがとうございました。

資料がないという方はいらっしゃいませんか。お気づきの点がありましたら、後ほど事務局のほうで補いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの報告にございました中で、資料3を見ていただきますと、1600円を超えているところは、世田谷はもちろんですけれども、渋谷区……。

〇〇副部会長 この表がいいんじゃないの。その次のカラーのグラフです。

〇〇部会長 失礼しました。カラーのグラフの令和8年度労働報酬下限額及び引上げ額です。渋谷区が1601円ですけれども、そのほかに新宿区、港区、中野区、台東区、品川区、杉並区、豊島区までが1500円を超えています。1600円が2区、1500円が7区です。以下、北区、目黒区、墨田区、足立区、江戸川区、文京区、千代田区がそれぞれ1400円台となっております。ちょっと格差が開いたというのか、1500円台にとどまっているところが今回の特徴かなと思います。

〇〇副部会長 やっぱり見えない壁があるんですかね。要するに、1500円というのは政権の公約でも、少し延びたけれども、いずれにしても、安倍さんのときから1500円というのは出していたから、そこに行くべきだという意見と、あまり超えないほうがいいという意見があって、不思議にみんなここで横並びになったんですよね。1500円のところで。

この後の北区以下も単純に言えば15円ぐらいですから、来年度はほとんどが1500円になるだろうと。千代田区は分かりませんが、文京区ぐらいまでは差が20円ですから、そういう意味では、ほとんどの区が来年度1500円を無事に超えていくという中で、世田谷区がどの辺で収めるかという言い方はおかしいんですけれども、他区との関係を考えながら……。

他区と違うところは、会計年度任用職員の賃金算定がきちっと総務省の指導どおりやられているか、手抜きをして、内を少し減らしていくと。世田谷区は規定どおりのことをやっているの、一番高くなっていると。ほかの区もそれは分かっているんですけれども、そうはいかないというのがあって、必ずしも総務省の指導どおりに——要するに、2つの期末手当です。勤勉手当と、もう

一つは何て言うんでしたっけ。

〇〇委員 期末と勤勉です。

〇〇副部長 期末と勤勉ですよ。2つをきちっとルールどおりにのせていくと結構な額になって、資料2にある2170円に現在でもなるはずなんです。規定どおりやっていないところはもっと低いというのがあって、そことの比較ですから。あとは行政職一を取るか、行政職二を取るかという基本給の取り方の問題があって、その2つの差が現れているのと、後からつくられたので、いきなり上げるわけにはいかないの——見ていただくと、何と港区が今年210円上げたんです。それから、台東区が178円、目黒区が198円と200円近く、文京区も185円と我々が上げたことのないような金額に上げているところもあります。そういう意味では、早く上げたいというのはどの区も出ているし、今年度は物価高もあって、賃金も上がったということで、こうなっているということです。

次年度どうするかはこれからの議論ですが、参考までに言うと、私見ですが、ほかの区がほとんど1500円を超える中で、1600円にとどまる必要はないかなということ、資料2の1枚目の一番下、目標額に向けた年度ごとの引上げイメージを基本にしながら、労働組合さんから今年の賃上げ状況だとかそういうのをお話しいただいて、スタートしたほうがいい。

〇〇部長 8年度の下限額に関しまして、御意見、御感想がございましたら、どうぞ忌憚のない御意見をおっしゃっていただきたいと思います。

〇〇委員 どうしようかなというのが本音のところなんですけれども、連合としては5.25%ぐらい賃上げがありましたということなので、来年度はこのぐらい行くんじゃないかというのも含め、去年は出させていただいたので、区が去年の2170円を目指す段階で、この表のように行くか、もしくは、もう少し下げるか、上げるか、微妙なところの金額はまだ出ていないんですけれども、一応、そのような考えで次回ときには出させていきたいと思っていますので、1700円ぐらいは……。

ただ、今日は経営側の方もいらっしゃるの、先ほどの適正化委員会の中でも、あまり上げ過ぎても経営が苦しいんだという話と、一概に上げろというよりは、経営もうまくいって、働いている人もそれなりに見返りがあって、労働条件がよくなればいいということなんだろうと思うので、次回までに意見書をまとめて出したいと思っています。

〇〇部長 そのほかどうでしょうか。事業主の皆さん方、何か御意見、御感想はございますでしょうか。世田谷の下限額の引上げが雇用に何らかの効果があるとか、波及効果は感じられるものなんでしょうか。こちらは何かいいことがあるだろうという期待を持ってやっているわけなんですけれども、それが実際に実効性が現れているかどうかを知りたいところなんです、いかがでしょうか。

〇〇委員 現実的に委託業務の中では、見積りの段階で、例えば今年度、令和8年度は、世田谷区としては最低賃金価格1610円の賃金を確保できていますかという確認の上、見積りを取っている状況の中で、募集は時給1610円と確保しながら、募集も堂々と最低賃金の金額を出しますから、募集していますというやり方を皆さんほとんどしています。ということで、実施されているんじゃないかなという。

労働賃金の確保は各業者さんがやられているんですけれども、あとは業務の品質の問題に移行しなきゃいけないのかなという感じがしますけれどもね。

〇〇部会長 委員で参加されている方々の会社経営では、労働報酬下限額が影響するんじゃないくて、もちろん、もう少し高めの賃金をお払いになっているので、影響は直接はないと思うんですけれども、下請さんとかの声はございましょうか。高過ぎるからちょっと払えないということが下請さんから出てくるということはございせんか。

〇〇委員 下請ではないですけれども、委託の下限額に張りついているのが学校給食とか建物清掃。分かりやすく言うと、最近、あまり新聞の求人広告は見ないですけれども、一般的に求人をネット上で探すと、4月以降、給食の方の給与はほとんど下限額。これは実は世田谷区だけじゃなくて、23区の8割以上で公契約条例ができていますので、学校給食なんかは、例えばお隣の杉並区、中野区、ほとんどの自治体が公契約条例の労働報酬下限額で募集がかかっています。それが相場になっているのは事実だと思います。働く人にしてみれば、世田谷、杉並、どっちに働きに行ったらいいわけで、別に杉並の方が世田谷の学校に働きに行ってもいいとなれば、当然、時給単価が高いほうにという流れがあるのかなというのは、実感としてあります。

あと、僕が前から思うのは、サービス公社が障害をお持ちの方を雇用するのに——障害者雇用の賃金はネットで調べてもよく分からないんです。結局、賃金を書いていないんですけれども、サービス公社のホームページを見ると、障害者の方が働くところでも、どんな作業も1610円以上の賃金が明確に出ています。ほかの自治体で公契約条例があるところも、障害者は除外にしちゃっている自治体もあると聞いているので、それを考えると、僕は世田谷区の労働報酬下限額は、ある意味、浸透して、実際に現場で守られているんじゃないかなと思います。

〇〇部会長 ということは、公契約条例の適用対象以外の職種や事業に影響が出ているという効果も考えられるということですよ。

〇〇委員 あと、前に聞いたのは、福祉バスの方の話でいくと、その福祉バスの会社は世田谷区でもやっているし、ほかの自治体でもバスを運行している。世田谷区で走らせる運転士さんは1610円以上。ただ、同じ会社でも、それより

安い自治体はそこにへばりついてしまうらしく、世田谷区が上がったら、ほかの自治体で働いている人が上がっているとか、もしくは民間の仕事まで上げられているかどうかというのは、会社の経営者の方の考え方かなと。そこまで上げることができる、もっと波及効果があると思います。

〇〇部会長 当委員会が予想していないところへも波及効果が出ているということは、経済の成長効果があるということになるんだと思うんですけども、ほかに何か御意見はございますでしょうか。

〇〇委員 逆に聞いてもいいですか。複数年契約で委託契約している場合、労働報酬下限額が毎年上がっていくとなると、例えば2年・3年契約の場合は、世田谷区は契約変更をされるんですか。

〇〇契約係長 ヒアリングして、上がると事業者さんが言って、それが妥当と認められれば、当然、その金額を次の年度の変更額に上げます。

〇〇委員 契約変更で上げるという。

〇〇契約係長 4月1日付で上げます。

〇〇委員 やっぱりそうしてあげないとですよ。

〇〇財務部長 先ほど見積りのお話をしましたけれども、それは来年度というのか、労働報酬下限額を上げたことによって事業者さんの負担がどれだけ増えるのかというのはちゃんと積算して、財政課と協議した上で予算づけをするという形を取っていますので、そういう意味では、複数年の場合は、それが妥当であれば、当然ですけども、途中の変更もさせていただく形になるかと思えます。その内容にもよりますけれども。

〇〇部会長 あと、下限額が上がってまいりますと、それなりに労務費のコストの上からは負担増になるわけですけども、そういうことについて、この上がり具合はちょっと高過ぎるんじゃないかという意見が区のほうに来るケースはございませんでしょうか。上げ過ぎではないかという意見はございませんか。それは来ていませんか。

〇〇公契約担当係長 直接的に高過ぎるんじゃないのかという話はそれほど聞かないです。

〇〇部会長 では、ある程度、了解、納得は得ている水準にはなっていると考えてよろしいんでしょうかね。

〇〇財務部長 委託の場合も2000万円以上の契約なので、そういう意味では、賃金についてのものを担保する形で契約を取らせていただいていますので、一時的なところからの不満とかは当然ないわけですが、その先については、先ほど申し上げたとおり、地域によってお金の差が出ちゃっているだとか、そういったことでの意見は、なかなか直接こちらに入りづらいところもありますが、一部サービス公社とかからも通じて、こちらに入ってくるケースもありますの

で、本音の部分では、そういうことがあるかと思います。

〇〇経理課長 同じ事業でも契約金額が2000万円に行っているものと行っていないもので、やっていることは同じでも、契約金額の縛りで下限額の対象になったり、ならなかったりという話は聞きます。

〇〇部会長 先ほど適正化委員会でも議論がありましたけれども、賃金のほかに、いわゆる担い手3法に関わっては、労働時間であるとか、休暇の問題とか、男女雇用機会均等とか、いろいろ多角的な課題を追及していかなきゃならないのですけれども、〇〇委員から見て、この世田谷の今の労働報酬下限額や契約関係の改善の取組について、社会保険労務士さんの活動の上から何かお気づきになっている点はございますでしょうか。

〇〇委員 この金額は一般企業と比べると非常に高いんです。だから、大丈夫なのかなというのは正直あります。我々が見ているような一般企業だと、これで見ると令和7年の真ん中辺の1360円とか、その辺前後の賃金の方が結構多いんです。また最低賃金が上がってくると、上がってきちゃうと思うので、それに追従するように、ひいひい言いながらやっているというのが実態じゃないかなという気がしないでもないです。だから、逆に区の仕事はすごくいいのかなという気がしています。なので、さっきの話じゃないですけれども、ちゃんと調査を受けていただき、適正な労働条件の確保をしていただければと思います。

以上です。

〇〇部会長 〇〇委員、どうでしょうか。

〇〇委員 会計年度任用職員は結構募集しているんですか。

〇〇財務部長 正規の職員の代替で会計年度任用職員を使っていくという時期があったんですけれども、今、かなり頭打ちになってきたので、定数をきっちりするようになっていきますので……。

〇〇委員 これを見ると、上がってきたかなというのもあるんですけども……。

〇〇財務部長 あと、年齢の条件がないので、定年という考え方がございませんので、お仕事ができる範囲でずっと続けていただけるというのもありますから、そういう意味では、区の会計年度任用職員を希望される方はそれなりにいらっしゃいます。基本的に辞められた方に対して新たに補充をするであるとか、新たな事業ができたので、それぞれの事業課で予算をつけて採用するというケースもあります。基本的には人事課でやったりしていますけれども、教育委員会でも会計年度任用職員の募集をかけて採用しています。ただ、全体的には、これ以上増えてしまうという部分がありますので。

〇〇委員 またほじくり返すような話なんですけれども、以前、職種別の賃金を決めようと言ったときに、結構高い設定になっているので、決めると下げら

れちゃうみたいなイメージがあったり、あと、区からもらった資料だと、当時は職種によって人手不足というのが結構多かったんです。今はそういうところも大体足りてきているということなんですか。

〇〇財務部長 そうですね。今、募集をかけたら、それなりの方が来て、不足したりとかということはないです。

〇〇委員 では、効果はあるということですよ。

〇〇財務部長 そうですね。

〇〇部会長 労働者の賃金につきましては、生活物資の価格動向を少なくとも上回る引上げが求められているわけですが、このところ、実質賃金が改善しているというデータが出ております。中東の緊張が生み出す価格上昇効果と経済へのマイナス効果をどういうふうに克服していくか、年度後半、難しいところが出てくるかと思いますので、ある程度、経済状況を見ながら考えていかなきゃならない要素が現れるかなという気もしております。少なくとも上半期は何とかこなせるかなという気はしているところなんですけれども、後期、10月前後になりますと、後半の動きが難しくなるかもしれないという気がします。

石油関連価格は、日本のコンビナートは大分古い設備なものですから、どうしてもほかの国の稼働率よりも下がってきていることと、それから、中東依存から脱却していくということになりますと、油の種類の違いであるとか、輸送経路の長距離化に伴うコストアップが予想されたりしますので、価格の転嫁の関係がどういうふうになっていくかというのが、1つ、経済状況としてはにらんでおかなきゃならないところかなという気がしているところです。

それらを考慮しながらでありますけれども、ひとまず今日の議論では、ある程度、納得が得られる水準であるということを御確認いただけたかなと思います。

そのほかに下限額についての報告に関わる議論はございますでしょうか。

〇〇委員 先を見据えた話だと思うんですけれども、今はしょうがないというか、そうだなといって、弊社としても、本当に個人的な話なんですけれども、まだ全然差があるなと思っているんです。

この間、日経にもあったと思うんですけれども、ちょっとずつ差が詰まってきたよねという話があると思うんです。今度、R12で2170円と見たときに、いや、大丈夫かなとちょっと考えるところがあります。いただくものをそのまま出すんだったらいいんですけれども、弊社の場合はほかの地域でもやっていますので、賃金を変えるということは、先ほどのバスの運転手さんみたいにはいかないので、先を見据えると厳しいかなとやっぱり思います。今年、来年ぐらひは大丈夫だと思うんですけれども。感想な感じなんですけれども。

〇〇副部長 そのとおりだと思います。、先ほど職種別のお話も出ていて、我々は職種別は取りあえずこっちへ置いておいてとやってきました。

資料3を見ていただくと、千代田区だとか港区、多摩市とか、幾つかの自治体は職種別でやっているんです。職種別で高過ぎるというのは、清掃だとか給食で出てきています。それと同時に、必ずイコールにしないといけないのかと。考え方としては、区の職員であっても、民間の職員であっても、同じ区の仕事をしているなら同じですよという一般的な考え方である程度まではいくけれども、それがいき過ぎるというか、機械的平等になり過ぎるところもあるのはおっしゃるとおりです。

あと、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、民間との差も気にしないといけない。その辺でいずれ2000円の壁というのが私はあるような気がするんですけども、労働組合を最近見ると、要求の中に1700円という数字が出ているんです。今、1500円を大体突破してきたから、最低賃金はすぐは行かないけれども、少なくとも1500円は行くと言っていて、次の目標は1700円なんです。

世田谷はもしかしくなくても来年1700円に行くわけですから、そうすると、同じカーブで行っていいのかというのは今の御指摘のとおりで、多分、来年とか再来年ぐらいは大丈夫だけれども、その後、民間との比較で、それこそ仕事別につくっていくのか、あるいは、どこかで打ち止めするのか。区役所1つだけが高い給料を払ってやっていけるわけでもないですから、これはどんなところでもみんな相場というのがあって、その中でやっているの、その辺の御指摘は〇〇委員おっしゃるとおりで、いずれどこかで今までやってきた路線が立ち行かなくなるときがあると思うので、中期的な課題として、どこかに置いておいてくださいということがありますよね。ちょっと言い過ぎかもしれませんが。私見ですけども。

〇〇部長 ありがとうございます。

世田谷区の場合は、ある程度、中期的な目標値を置きながら進めてきておりますので、ほかの区とはその点で差があるかと思っておりますけれども、公務員の行一の初任給という接点と会計年度任用職員の取扱い、この2本の柱でやってきているわけですが、これがうまく適用できるか、できないか、この辺の状況を次の委員会では議論するべきところかなという気がしております。

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

〇〇部長 ちょっと時間が早いですけれども、本日の議論につきましては、これが主題になっておりますので、報告以外のところで何か議論すべき課題等がございましたら、提起していただければありがたいんですけども。

(「なし」の声あり)

〇〇部会長 特になければ、本日の審議はこれで取りやめたいと思いますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

〇〇公契約担当係長 第2回の労働報酬専門部会につきましては、適正化委員会と同日開催ということで、10月22日木曜日、適正化委員会は9時半からで、労働報酬専門部会は10時半目安となっておりますので、よろしくお願いいたします。

〇〇部会長 ありがとうございます。次回は、先ほどの適正化委員会と同じ10月22日10時半を予定しておりますので、ぜひ御出席いただけるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、特になければ、本日の労働報酬専門部会はこれで終わらせていただきます。どうも長時間ありがとうございました。

午前11時7分閉会